

相続・事業承継設計

1. 相続人と相続分

新FP講座

TFICS

Copyright © 2014tfics All rights reserved. 1

1. 相続設計と相続対策

相続設計と相続対策

- 遺産分割設計
  - 相続人の確定 → 遺言の作成
  - 財産の生前分割 → 生前贈与、売却、買換え、代償分割
- 納税資金設計
  - 生命保険の活用 → 生命保険料贈与、生命保険の権利の評価
  - 金融資産 → 金融資産の生前贈与
  - 延納・物納 → 物納適格不動産
- 節税設計
  - 相続財産を減らす → 財産の売却・贈与
  - 相続財産の評価下げ → 財産の評価額圧縮、債務控除の活用
  - 法定相続人を増やす → 養子縁組
- 事業承継設計

Copyright © 2014tfics All rights reserved. 2

2. 相続の手続きとスケジュール

10ヶ月以内

- 被相続人の死亡(相続の開始)
  - 通夜 → 遅滞なく遺言書の検認
  - 葬儀・死亡届 → 7日以内に死亡届
  - 初七日法要
  - 香典返し → 相続後遅滞なく遺言書の有無を確認。家庭裁判所で開封・検認
  - 四十九日忌法要
- 相続の放棄または限定承認 → 家庭裁判所に申述
- 所得税の申告と納付 → 準確定申告
- 遺産分割協議書の作成 → 遺産・債務の調査、遺産の評価・鑑定、相続人全員の実印と印鑑証明書
- 相続税の申告・納税 → 遺産の相続登記、名義変更、申告書の作成

Copyright © 2014tfics All rights reserved. 3

3. 親族の範囲

法定相続人 (マル数字は相続順位)

- 直系尊属
- 血族
- 姻族

Copyright © 2014tfics All rights reserved. 4

4. 法定相続人の順位

法定相続人	相続人の例	法定相続分
配偶者と子のみ (第1順位)	配偶者 長男 次男	1/2 1/4 (1/2 × 1/2) 1/4 (1/2 × 1/2)
配偶者と親のみ (第2順位)	配偶者 父 母	2/3 1/6 (1/3 × 1/2) 1/6 (1/3 × 1/2)
配偶者と兄弟姉妹のみ (第3順位)	配偶者 兄 妹	3/4 1/8 (1/4 × 1/2) 1/8 (1/4 × 1/2)

Copyright © 2014tfics All rights reserved. 5

5. 法定相続人の相続分

**① 第1順位**  
妻と子が法定相続人

- 配偶者... 1/2
- 長男... 1/4 (1/2 × 1/2)
- 長女... 1/4 (1/2 × 1/2)
- ※ 胎児も相続権あり。死産は相続権なし

**② 第2順位**  
妻と親が法定相続人

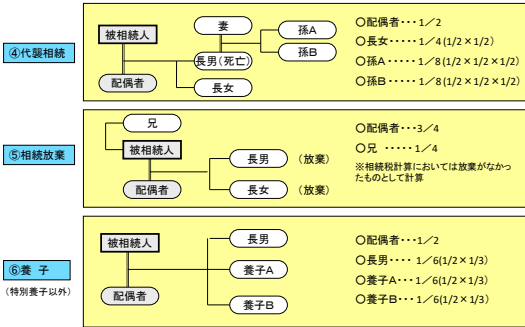
- 配偶者... 2/3
- 父... 1/6 (1/3 × 1/2)
- 母... 1/6 (1/3 × 1/2)
- ※ 直系尊属は父母 → 祖父祖母の順

**③ 第3順位**  
妻と兄弟姉妹が法定相続人

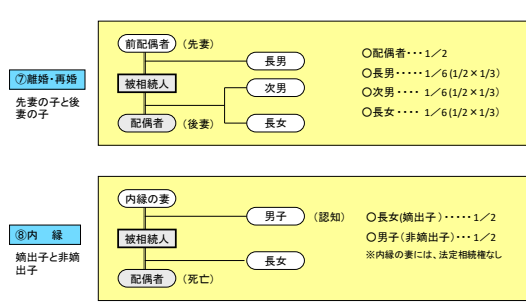
- 配偶者... 3/4
- 兄... 1/8 (1/4 × 1/2)
- 妹... 1/8 (1/4 × 1/2)

Copyright © 2014tfics All rights reserved. 6

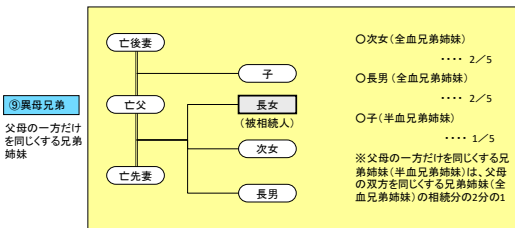
6. 代理相続・相続放棄・養子縁組



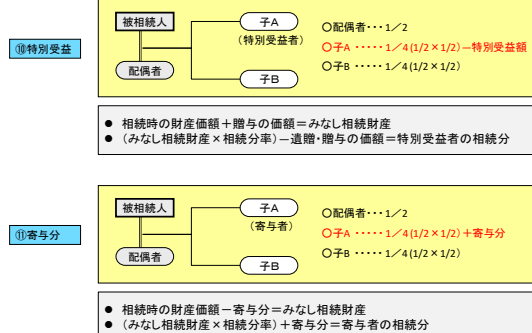
7. 実子・嫡出子・非嫡出子



8. 半血兄弟姉妹



9. 特別受益と寄与分



10. 相続の承認と放棄

意思表示	要件	
単純承認	意思表示による単純承認	①家庭裁判所への申述は不要 ②相続人に行方能力があること ③相続財産を包括的に相続すること ④意思表示後の撤回はできない
	法定単純承認	①相続財産の全部または一部を処分したとき ②相続の開始を知った日から3か月以内に限定承認または放棄をしなかったとき ③限定承認または放棄後、相続財産の全部または一部を隠匿、費消し、悪意で財産目録に記載しなかったとき
限定承認	①相続の開始を知った日から3か月以内に家庭裁判所に申述する ②相続人全員で申述しなければならない(相続放棄した者は除く)	
相続放棄	①相続の開始を知った日から3か月以内に家庭裁判所に申述する(※) ②各相続人が単独で放棄できる	

(※)相続開始前には相続放棄の意思表示ができません。(遺留分放棄は相続開始前にはできません。)

11. 遺贈と死因贈与

	法的性格	種類	要件
遺贈	遺贈者による受遺者への「単独行為」(相続税)	包括遺贈	・遺産の全部または一部を割合をもって受遺者に遺贈する(※1) ・承認・放棄は相続開始を知った時から3か月以内に行う
		特定遺贈	・遺産に属する特定の財産を目的として受遺者に遺贈する(※2) ・承認・放棄は遺贈者の死後いつでも行うことができる
死因贈与	贈与者と受贈者双方の合致による「贈与契約」(贈与税)(※3)	単純死因贈与	・遺贈の規定が準用され、いつでも取り消すことができる
		負担付死因贈与	・負担が全部または一部履行された場合は、原則取り消すことができない

(※1) 遺言書の記載に「全財産の4分の1を甲に遺贈する」  
 (※2) 遺言書の記載に「〇〇市1丁目2番3号所在の土地を乙に遺贈する」  
 (※3) 贈与者「私が死んだらこの土地をあげます」、受贈者「はい、いただきます」